



## 新型コロナウイルス感染症の影響に伴う 国民年金保険料の免除

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難になった場合の、臨時特例による免除申請の受け付けを行っています。臨時特例による免除／猶予、学生特例申請には、対象要件があります。

### 対象要件

次のいずれにも該当する人です。

- ・令和2年2月以降、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少したこと
- ・令和2年2月以降の所得等の状況から、令和2年中の所得が現行の国民年金保険料免除等の基準相当になると見込まれること

通常の免除と同じように、保険料が免除されると、将来受け取る年金の額が減少します

### 手続きに必要な書類

- ①国民年金保険料免除／納付猶予申請書、または国民年金保険料学生納付特例申請書(学生のみ)
- ②学生証のコピー(学生のみ)
- ③所得の申立書(臨時特例用の簡易な所得見込み額の申請書)

### 申請について

#### 申請書などの入手

国民年金保険料免除／納付猶予申請書、国民年金保険料学生特例申請書、所得の申立書は、日本年金機構ホームページからダウンロードできます。

また、役場の国民年金担当窓口、年金事務所に備え付けています。

#### 申請書などの提出

役場の国民年金担当窓口や、年金事務所  
新型コロナウイルス感染症の感染防止のため、郵送での提出をご活用ください。

### 問い合わせ

ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570 - 003 - 004  
月～金曜日 午前8時30分～午後7時  
第2土曜日 午前9時30分～午後4時

住民保険課 保険年金係 ☎ 286 - 3113  
熊本東年金事務所 ☎ 367 - 8144

## 確定申告の準備はお済みですか？

### 熊本東税務署からのお知らせ

熊本東税務署主催の申告相談会場は次のとおりです。

**期間** 2月16日(火)～3月15日(月)  
(土・日曜日、祝日を除く)  
ただし、2月21日(日)と2月28日(日)は申告相談を行います。

**時間** 午前9時～午後4時

**場所** 熊本城ホール1階展示ホール(熊本交通センター跡地)

令和2年分の申告に限り、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、公的年金を受給している人を主な対象として次の期間、事前申告相談会を行います。

**期間** 2月3日(水)～2月15日(月)  
(土・日曜日、祝日を除く)  
**時間と場所は同じ**

### 益城町の申告会場

**期間** 2月16日(火)～3月15日(月)  
(土・日曜日、祝日を除く)  
ただし、2月21日(日)と2月28日(日)は申告相談を行います。  
詳細は、1月中に届く「日程表」をご覧ください。

**場所** 交流情報センターミナテラス

### 問い合わせ

益城町の申告会場について  
税務課 住民税係 ☎ 286 - 3388  
熊本東税務署からのお知らせについて  
熊本東税務署 ☎ 369 - 5566(代表)